

## 中小企業等採用力向上補助金交付要綱

(総則)

第1条 市内中小企業等の採用力向上を図るため、中小企業等がWEBサイト上の採用情報発信・採用活動強化への取組みを行う際に生じる費用に対する補助金の交付について、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は常時使用する従業員数が300人以下の医療法人若しくは社会福祉法人をいう。

(2) 制作事業者 動画・WEBページ制作を行うことを生業にしている事業者又は個人事業主をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に事業所を有する中小企業等であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 次のうちいずれかに該当する者

ア 過去3年以内に横須賀市が主催している合同企業就職面接・説明会に参加していること。

イ 横須賀市の求人サイト「ごきんじょぶよこすか」に登録していること。

(2) 本補助金を初めて申請する事業者であること。

(3) 本店又は支店（個人にあつては、事業所）の所在地が市内であること。

(4) 市税を滞納していないこと。

(5) 次に掲げる者でないこと。

ア 個人にあつては、横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員である者

イ 法人にあつては、条例第2条第2号に規定する暴力団又は当該法人の役員が同条第3号に規定する暴力団員である者

(6) 政治活動及び宗教活動を主たる事業として行う事業者でないこと。

(7) 性風俗関連特殊営業を行う事業者でないこと。

(8) 公序良俗に反する事業を行う事業者その他市長が適当でないとするものではないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、制作業者に支払う、動画制作・WEBページ制作に係る費用とする。ただし、単なる企業宣伝のための動画・WEBページ制作費用は対象外とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、第4条に規定する対象経費から消費税及び地方消費税相当額を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額とし、10万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、制作事業者との業務委託契約等の締結前に補助金等交付申請書を提出しなければならない。

2 補助金等交付申請書に添付する規則第4条第3号に規定するその他参考となる書類は、次に掲げるものとする。この場合において、第1号で掲げる書類で補助金額を算出することができるときは、規則第4条第2号に掲げる書類は省略するものとする。

(1) 見積書その他の補助対象経費を確認することができる書類

(2) 発行から3カ月以内の登記事項証明書の写し

(3) 役員の氏名、氏名のふりがな、住所、生年月日及び性別を記載した書類

(4) 市税の納付を証する書類。ただし、申請者が、市長が市税の納付状況について調査することに同意している場合は、省略することができる。

(5) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第7条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次のとおりとする。

(1) 領収書その他の補助対象経費の支払金額、支払日及び支払者が確認できる書類

(2) 支払金額の内訳がわかる書類。ただし、前号に規定する書類により確認ができるものを除く。

(3) 製作した動画又はWEBページのURL等を記載した書類

(4) 補助金振込先の金融機関名・口座番号・口座名義人（カナ）を記載した

書類

(5) その他市長が必要と認める書類

(その他の事項)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、経済部長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。